

2月27日（月曜日）

令和5年第1回有明広域行政事務組合議会（定例会）会議録（1日目）

1. 開催日 令和5年2月27日（月）
2. 招集の場所 有明広域行政事務組合 議場
3. 開 会 令和5年2月27日 午前10時00分
4. 本日の会議に付した事件
  - 日程第1 会議録署名議員の指名について
  - 日程第2 会期の決定について
  - 日程第3 施政方針及び代表理事挨拶
  - 日程第4 一般質問
  - 日程第5 議案第1号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
  - 日程第6 議案第2号 有明広域行政事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第7 議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
  - 日程第8 議案第4号 令和4年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第5号）
  - 日程第9 議案第5号 令和5年度有明広域行政事務組合一般会計予算
5. 散 会 令和5年2月27日 午後12時5分
6. 会議録署名議員 4番 谷口 繁治 11番 大城戸 廣澄

7. 説明のために出席した者

職	氏 名
代 表 理 事	玉 名 市 長 藏 原 隆 浩
副 代 表 理 事	玉 東 町 長 前 田 移 津 行
理 事	荒 尾 市 長 浅 田 敏 彦
理 事	南 関 町 長 佐 藤 安 彦
理 事	長 洲 町 長 中 逸 博 光
理 事	和 水 町 長 石 原 佳 幸
監 査 委 員	近 藤 克 也
会 計 管 理 者	二階堂 正一郎

	職	氏 名
事 務 局	事 務 局 長	中 嶋 一 也
	次 長 兼 会 計 室 長	松 野 成 剛
	総 務 課 長	城 戸 正 令
	介 護 保 険 課 長	栗 原 寿 一
	業 務 管 理 課 長	隈 部 啓 司
	第1衛生センター施設長	浦 田 武 男
	クリーンパーク施設長	中 村 淳 児
	東部環境センター施設長	藤 原 一 豊
	総務課財政係主任	長 田 修 平
	総務課総務係主任	長 田 享
	業 務 管 理 課 班 長	森 本 康 嵩
消 防	消 防 長	村 上 博 恭
	次 長 兼 総 務 課 長	村 上 和 浩
	総務課長補佐兼建設室長	西 村 澄 生
	消 防 課 長	池 田 隆 昭
	指 令 課 長	高 木 伸 二
	予 防 課 長	坂 井 昭 宏
	荒 尾 消 防 署 長	村 上 重 徳
	玉 名 消 防 署 長	小 柳 錦 也

8. 出席議員（17名）

番 号	氏 名
1 番	古 城 義 郎
2 番	野 田 ゆ み
3 番	菰 田 正 也
4 番	谷 口 繫 治
5 番	浜 田 繁次郎
6 番	立 川 信 之
7 番	一 瀬 重 隆
8 番	北 本 将 幸
9 番	田 畑 久 吉
10番	松 田 幸 二
11番	大城戸 廣 澄
12番	西 田 恵 介
13番	杉 村 博 明
14番	松 井 一 也
15番	濱 崎 久
16番	亀 崎 清 貴
17番	坂 本 敏 彦

9. 職員出席者

職	氏 名
書記	長 田 享
記録	松 下 未 希

## 開会（午前10時00分）

**議長** おはようございます。

ただいまから、令和5年第1回有明広域行政事務組合議会定例会を開催し、日程に従い、ただちに会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名について」、会議録署名議員につきましては、4番谷口議員、11番大城戸議員。以上、兩名を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」お諮りいたします。

会期は本日2月27日から3月29日までの31日間とし、会議を2月27日と3月29日の2日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって 会期は本日2月27日から3月29日までの31日間とし、会議を2月27日と3月29日の2日とすることに決定いたしました。

日程第3「施政方針および代表理事挨拶」をお願いいたします。藏原代表理事。

**藏原代表理事** 皆様、おはようございます。皆様、おはようございます。

本定例会を開催するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和5年第1回有明広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、組合議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中にご参集をたまわり、誠にありがとうございます。皆様方には、平素より当組合の運営につきまして、格別のご理解とご支援をいただいておりますことに、深く感謝を申し上げます。

それでは、令和5年第1回組合議会定例会の開会に当たりまして、施政方針を申し述べ、議員の皆様ならびに地域住民の皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

約4年間に渡り私たちの日常生活を制限し続けたコロナウイルス感染症は、ようやく収束の気配を見せ、令和5年3月には、数年間、必需品のような存在であったマスクの着用が、個人判断に委ねられることになりました。同年5月には、危険度の高い感染症として、「2類」に分類されてきたものが、インフルエンザと同等である「5類」に切り替えられることになる等、「コロナ禍」の時代によりやく終わりが見えてきたと感じております。

しかしながら、世界的な問題であるウクライナ情勢などを影響とした、燃料費をはじめとする物価の高騰等、注視しなければならない課題は山積していることから、地方を取り巻く環境は一層きびしくなることが想定されます。そのような中、圏域住民の福祉の増進及び生命と財産を守る立場にある我々といたしましては、周囲の状況に臨機応変に対応し、決して業務を停滞させることなく、安心できる日常生活を提供し、これを持続・発展させていくことが大きな責務であると考えています。

そのような中、本組合といたしましては、ごみ・し尿処理、火葬、消防など、構成市町から付託されている共同処理事務の範囲ではありますが、「安全・安心で、圏域住民が快適に暮らせる圏域づくり」を実現すべく、住民の期待と信頼に応えて行くとともに、今後は構成市町の

厳しい財政事情を鑑み、最小の経費で最大の効果を得ていくための事業計画の策定や、これに伴う事務の効率化など、具体的な行動に取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

そこで、今回ご提案申し上げております一般会計当初予算でございますが、歳出全般にわたって細部まで検討を行い、歳出抑制と重点化に努め、目的に沿った費用対効果が得られるよう編成したところでございます。予算の総額は52億1,342万円、令和4年度当初予算額45億6,453万4千円と比較いたしますと、6億4,888万6千円の増額で、率にして14.2%の増額でございます。増額となりました主な要因といたしましては、社会情勢の変動に伴う電気料をはじめとした経常経費の増額によるものでございます。

それでは、まず、事務局の主要な施策について申し上げます。

総務関係でございますが、人事管理が非常に重要な課題になっております。今後、職員の研修等を強化し、職員の能力向上及び組織力の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、結婚活動支援事業でございますが、引き続き事業の推進を図ってまいります。この事業は、圏域内の未婚化、晩婚化を少しでも解消することを目的とし、事業開始以来、着実な実績を上げている状況でございます。今年度においては、これまで自粛を余儀なくされてきた対面でのイベントをコロナウイルスの感染拡大状況を考慮しつつ、段階的に再開し、コロナ禍においてニーズの増したオンラインイベント・オンラインお見合いを平行して実施することで、会員の皆様のニーズに応えた方法で成果を上げております。今後においては、オンライン・オフラインそれぞれのメリットを分析し、より成果につながるような会員への支援につとめて参りたいと考えております。

また、省エネ対策でございますが、当組合は、省エネ法による「指定事業者」として、また、ごみ処理施設のクリーンパークファイブが「第2種エネルギー指定工場」に指定されております。各施設に「管理マニュアル・自主行動計画」を定め、エネルギーのより効果的な削減を推進してまいります。

次に、介護保険課でございますが、介護保険法及び障害者総合支援法に係る審査判定業務を行っております。両審査会におきまして、適正な審査判定が行われますように令和5年度も引き続き、県、構成市町、審査会委員及び組合との連携強化を図って参ります。

次に、業務管理課関係でございます。

まず、斎場業務におきましては、施設の供用開始以来34年目を迎える中、故人の尊厳を重視し、厳粛な中にも安らぎと閑静さ、清潔感があふれ、ご遺族の方々が故人との最期のお別れを肅々と執り行えるよう努めているところでございます。今後も施設の運営・管理に細心の気配りを行いながら、施設の延命化を図りますとともに、施設を利用される遺族の方々が安心して利用できる安らぎの場の提供に努めてまいります。

次に、し尿処理業務でございます。

当業務は、圏域内の家庭などから出されるし尿や浄化槽汚泥を適正に処理を行っており、公衆衛生の向上及び生活環境の保全上、極めて重要な業務でございます。今後におきましても、

更なる施設の効率的な安定稼働を図るとともに、地域住民の皆様の生活環境の向上と自然環境の保全に努めてまいります。

次に、ごみ処理業務でございます。当業務も、地域住民の皆様に1日も欠かすことのできない日常生活に最も身近な行政サービスであり、組合においては、玉東町の東部環境センター、長洲町のクリーンパークファイブの2施設を擁し、多額の費用を要する事業でもあります。両施設の管理体制につきましても、引き続き公害防止に係る関係法令に基づく、各種検査・点検・維持補修などを実施し、施設の安全かつ効率的な運転管理に万全を期してまいります。クリーンパークファイブにおきましては、令和4年度から基幹的設備補修工事を開始しており、老朽化が著しい部分の補修を行い、更なる安定したごみ処理運営に努めてまいります。

また、SDGsの時代に対応した住民との共同によるごみ減量の啓発を最優先し、持続可能な循環型社会実現をさらに推進しながら、施設の維持管理費の軽減及びエネルギー使用量の削減を図って参りたいと考えておりますので宜しくご理解を賜りたいと存じます。

事務局の施策の説明は以上でございますが、今後におきましても、構成市町をはじめ関係団体との各種協議を重ね、施設管理及び財政面などにおいても中長期的な視点に立ち、「質の高い行政運営」を行う必要があると考えておりますので、ご理解を賜りたく存じます。

最後に消防の主要な施策について申し上げます。

消防におきましては、昨年引き続き、全国で台風、豪雨、火山噴火、大雪などの自然災害が多発している状況であります。昨年の7月豪雨では、組合管内においても、道路冠水、家屋の浸水など多くの被害が出ております。台風14号においては、過去に経験のない最大級の勢力と言われ、台風の接近に伴い、緊張が走り構成市町と常備消防とで万全の体制をとったところではありますが、幸いにも大きな被害が発生しなかったことに安堵いたしました。

また、火災も各地で多く発生し、管内でも2名の方が亡くなられております。被災された皆様・ご遺族のご心痛をお察し申し上げますと共に、お亡くなりになりました方々のご冥福をここにお祈りいたします。

また、新型コロナウイルス感染症につきましても、昨年は過去最大の感染拡大となり、消防業務においても大変困難な活動を強いられました。このような予測不能な状況に対しまして、常に、地域住民の安心安全な生活を守る業務に携わる者として、万全の心構えを期することが大切であると考えております。

また、消防施設の建設事業におきましては、今後、天水分署、和水菊水分署の庁舎建設事業を進めてまいります。事業につきましても、防災の拠点として消防行政サービスの維持向上と消防力の強化を図る重要な施策であるため、適正な事業推進に努めてまいります。火災予防行政につきましても、消防法令に関する重大な違反防火対象物の公表制度実施に対し、的確に対応すべく専門的な知識の習得、情報収集を行い、関係機関とも協力し取り組んでまいります。今後も引き続き地域の安心・安全の確保に全力をあげ、効率的かつ効果的な事業の推進を図りながら、歳出削減に努めるとともに、安定した消防力が確保できる組織体制の構築に取り組んでまいりたいと考えますので、御理解を賜りたく存じます。

以上、令和5年度に向けて主要な施策を申し上げましたが、当組合が行っております事業は、圏域内の複合的一部事務組合として地域住民の皆様に直結した共同処理事務でございます。今後とも、組合機能の充実に努め、地域住民の皆様の生活環境の向上に最大限の努力を払ってまいり所存でございます。

本定例会に上程申し上げる案件でございますが、「市町村総合事務組合の規約の一部変更」が1件、「条例の一部改正」が1件、「条例の新規制定」が1件、「令和4年度一般会計補正予算」、「令和5年度一般会計予算」以上5議案についてご提案申し上げております。詳細につきましては、事務局より説明をいたしますので、議会におかれましては、慎重なご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げまして、令和5年度の施政方針ならびに本定例会招集のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**議長** 日程第4、これより「一般質問」を行います。

一般質問については、15番濱崎議員、16番亀崎議員より通告がっております。

濱崎議員の質問を許します。濱崎議員。

**濱崎議員** おはようございます。長洲町出身の濱崎でございます。消防施設用地の又貸しにつきましては今回3回目の質問となります。当組合議会の定例会が年4回であり、1回目の質問で業者の不正使用を正したところであります。消防長におかれましては質問の趣旨を理解いただき部下の指導を徹底するとされましたが、今日までその解決について説明を受けておりません。よって今回も前回に引き続きその顛末をうかがうものです。通告文章に顛末という字句だけしか書いておりませんのはそういう事情でございます。これはあくまでも一般質問であります。消防関係者の顛末をうかがうと共に理事長並びに監査委員におかれましてもご答弁をたまわることができれば、二度とこのような不祥事を防ぐことができるのではないかと考える次第です。許容の範囲内でのお考えをうかがいたいものです。

**藏原代表理事** 議長。

**議長** 藏原代表理事。

**藏原代表理事** 濱崎議員のご質問にお答えいたします。私の方からでよろしいでしょうか。これまで前回、前々回におきましても質問をいただいております。事の顛末としてその結果、結論としてどうするのかというような内容について少し申し上げさせていただきますが、当該貸借契約をされた法人そして長洲町の方からも謝罪の文章を私組合代表理事宛にいただきました。それに合わせてまた消防の方についての処分というものはこれからしっかりと厳正なる処分を行うためにしっかりとした検討を行う所存でございますので、どうかご理解をいただきたいというふうに思います。

**近藤監査委員** 議長。

**議長** 近藤監査委員。

**近藤監査委員** おはようございます。監査委員の近藤でございます。ただいまの濱崎議員のご質問にお答えいたします。今回の件で監査委員として考えますことは、契約書につきましては事実即して正確に記載するべきものというふうに考えております。従いまして今後契約にあ



たっては適正な事務処理を進めていかれること、また保全管理にあたっては責任制を全うし誤解を招かないような適切な処理及び管理を行っていただくことを願うところでございます。以上でございます。

**村上消防長** はい、議長。

**議長** 村上消防長。

**村上消防長** おはようございます。消防長の村上でございます。お世話になっております。濱崎議員の一般質問にお答えいたします。

今回まず初めに濱崎議員をはじめ組合議員の皆様方には旧長洲分署用地の件につきましてご心配ご迷惑をおかけしていることに対しまして誠に申し訳ございません。深くお詫びを申し上げます。今回の件につきまして修正が必要な部分につきましては今調整を図っているところでございます。それから今回の事務手続きの不備等につきましては責任処遇につきましては理事会へお諮りし指示を仰ぎながら厳正に対処してまいりたいと考えております。今後におきましても構成市町と情報共有、共通認識、速やかな対応を更に徹底し適正な事務執行に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

**濱崎議員** 議長。

**議長** 濱崎議員。

**濱崎議員** 理事長をはじめとしてご答弁をいただきました。それぞれの立場でのご答弁だったと思います。今回事務局の方にはお尋ねいたしません。ただこのような幼稚なミスを犯すようではこの住民の注目を集めるだけだろうと思うわけなんです。理事長におかれましても先の答弁の中で事務関係の職員の採用というようなことも答弁いただきました。

しかしながら急遽、急いで改善しなければならないのが今の事務のやり方であります。ただ今の理事長の中でお話がありましたように総務課、いわゆる総務課長もおりますし次長もおりますし、事務局長も存在しております。ですからこのような幼稚な失敗をするような消防の今の事務体制であるならばこのような総務課長、次長、事務局長が居るんですから、こちらのいわゆる決裁を仰ぐとかあるいは相談をするとか、そういうような施設の改革をやっていくならば、このような幼稚なミスは起こらないと思うんです。このようなミスを組合自体としていたされるから、関係のない長洲町であるとか、あるいは業者が書類を何か出されたとかというような迷惑を受けるようなわけですよ。消防の方できちんとした態度をとっておれば消防の管理をして消防が責任を持っている、持たなければならないそういう職責の中でこのような失敗を犯してはならないと思うんです。できればそういうような機構改革と言いますかそういったものをされてはどうだろうかと思っております。

また事務の中で1年前に遡って契約の更改をすると、それが法律的に認められるとされていても、なぜそれなら業者が使用したその期間に被せなかったのか。業者が使用したその期間に被せていけばお互いの町の決算であるとか、あるいは組合の決算の中においても金の流通が正確に出てくるでしょう。いわゆる1つ訂正しようとするならば他の仕事の関係が出てくるわけです。そういったことをやはり消防の方に事務を任せておるということではなくて、ただいま

申しました総務課長、次長、事務局長こちらの方に合議するとかあるいは決裁を仰ぐとか、そういうことにすれば改革できているんじゃないかと私は思うんです。

こういう歌があります。日常は非日常の救急隊。いわゆる現場に出て我が身を投げ捨ててでも住民のために住民の命と財産を守る、そういう現場で働くこの消防施設の関係者の方々ですからね。そういったことに熱中していただいてそして事務は事務局関係が扱うというような機構の改革をやっていただくようなことはできないだろうかなと私は常日頃思っているんです。

ですからいわゆる先ほども申しましたようにこの場は一般質問の場です。ここで検査をするあるいは調査をする、何をやるということではありません。あくまでも一般質問でありますので、そういうことで事務局以下については質問いたしませんけど、今後そういうような機構改革と申しますか、そういったものも取り入れた改革をやっていただきたいと思います。この2市4町の住民がやはりこの組合のことを注視していると思います。いろんなことで不正がないように、この組合の中でかつてはし尿処理の問題においてこの組合の職員が加担して業者とグルになって公金の二重取得、不正受給というような事件があつておるでしょう。その他にも消防関係の不祥事、南関の方でありましたか、あるいはつい最近荒尾市の問題、色々出ておりますので、この組合の中でも住民からやっぱり指摘をされないような、そういうようなことをやっていただきたいと思います。今理事長からも代表して答弁をいただきましたが、更なる答弁を住民のためにおうかがいしたいと思います。

**藏原代表理事** はい、議長。

**議長** 藏原代表理事。

**藏原代表理事** 濱崎議員のご質問にお答えいたします。ただいま濱崎議員の方から様々な内容についてご指摘それからご助言をいただきました。この有明広域事務組合としましても消防にしても事務局にしましてもそうでありますけれども、今後今のようなご助言を肝に銘じて組織体制の改革構築というものをしっかりと行いながら今後の広域行政事務に努めていく所存でございますので、どうかご理解をたまわりたいという風に存じますし、今回の件については大変申し訳ございませんでした。

**濱崎議員** 議長。

**議長** 濱崎議員。

**濱崎議員** ただいま理事長から代表して答弁をいただきました。これを機会に理事長からもお話がありましたように職員のペナルティーというようなこともありましたけれども、短期間じゃなくて1ヶ月、2ヶ月十分に調査をされて、そして調査の結果、住民にお示しいただきたいということを希望いたしております。終わります。

**議長** 暫時休憩をいたします。10時40分から開始します。

---

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

---

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。引き続き、16番亀崎議員の質問を許します。

亀崎議員。

亀崎議員 改めましておはようございます。和水町選出16番議員の亀崎でございます。通告制によりまして本日一般質問最後の登壇を飾らせていただきます。また、議会傍聴をこの後議事録等でご一読いただいております方々には心より最後までご一読いただければと申し上げます。しばらくの間私にお付き合いのほどよろしくお願い申し上げます。

私は昨年3月22日組合定例会におきまして和水町議会を代表する有明広域事務組合議会議員として坂本議員と共にご承認いただき組合議会の一端を担わせていただく重責をお与えいただき、この場に立たせていただきました。この後、組合議員の立場として広域行政の政策形成に参画し、住民の立場となって公平に効率的に事業が実施されているかどうかをチェックするとともに、これまで議員の諸先輩方や住民の方々が連携し取り組まれてこられた有明広域圏2市4町との連携をさらにより良い形に出来るよう尽力してまいりたいと強い思いを約1年前の定例会でご挨拶させていただきました。

この1年を振り返りますと組合では6月4日午後2時35分頃玉名市築地の県道で火災現場に向かうため走行中の消防車が歩行者をはねて死亡する事案が発生しました。警察は付近の防犯カメラに男性が車道に飛び出す様子が写っていたことから自殺の可能性もあるとのことでありました。お亡くなりになられた方のご冥福を衷心よりお祈り申し上げますとともに、結果として事故を引き起こしてしまった隊員やその場を目撃した隊員の心のケアや再発防止対策に努めていただきますよう強くお願い申し上げます。

さてそのような中1年前と変わらず世界を混乱に巻き込んでいるのがロシアによるウクライナ侵攻であります。先だってバイデンアメリカ大統領がウクライナを電撃訪問されゼレンスキー大統領と会談をされました。ロシアによる一方的なウクライナ侵攻については断固として許すことはできません。またこの機に乗じて中国による東シナ海や東南アジアへの海洋進出そして台湾への武力行使も辞さないとの姿勢は看過することはできません。実際に日本近海でも中国による領海侵犯や領空侵犯が毎日のように繰り返され、特に九州沖縄には中国の脅威にさらされております。さてロシアのウクライナ侵攻から日本をはじめとする世界中で原油価格の高騰や物価高など副作用が起こっており、未だ見通しを見出すことはできない事態に陥っております。

その中玉東町では県内でもいち早く国内へ避難したウクライナの人々の受け入れを実施され県内外から人道支援の先進事例として賞賛され高い評価を得られております。現在玉東町ではクラウドファンディングやふるさと納税の返礼品にウクライナ避難者への寄付を呼びかけておられます。その呼びかけの中の前田町長のメッセージを一部読み上げさせていただきます。

玉東町は今から145年前の明治10年、国内最後の内戦、西南戦争の激戦地となったところです。小さな町域全土は戦場と化し電波道を荒らされ人々はうしぎを失いました。当時の様子を知る人はもうおりませんが、現在ロシアの軍事侵攻に苦しむウクライナはまさに当時の玉東町のような状況であろうと心が痛むばかりです。当時戦場で苦しむ兵士が助ける組織として現

在の日本赤十字の前進、博愛社が立ち上げられました。玉東町はそのゆかりの地でもあります。博愛の精神を今に引き継ぎ少しでも助けが必要な人々の助けになればとの思いで本事業を立ち上げられたそうです。私はその玉東町に避難されておられるウクライナの方々とお会いする機会がございました。それは2月12日に和水町で開催されました戦国肥後国衆まつりで行いました。町長自ら休日の日にウクライナの方々を引率し和水町へ連れて来られて甲冑に身にまとった人との交流や熊本の歴史、太鼓の演奏など日本の音楽、食に対する文化をお伝えしておられました。私はそのような姿勢を議員としてそして一人の大人としてまた子を持つ親としてその言動と行動には責任と実行し続ける覚悟があることを改めて強く認識させていただきました。

長ざくの話となりましたがそれではこれより有明広域行政事務組合議会会議規則第60条第2項の規定によりまして先に通告しておりました一般質問通告書に基づき一般質問をいたします。

質問事項1、普通財産の取り扱いについて。要旨(1)旧第2衛生センター、旧第1清掃センター及び旧第2清掃センター跡地などの普通財産の現状と今後の状況について考えがあるかお示しをお願いしたい。

質問事項2、定員管理と職員の人材育成について。要旨(1)組合における定員管理の現状と課題について問う。要旨(2)組合職員(消防職員含む)の人材育成は課題であるが、これまでの取組と期待する効果についてどのように考えておられるかお示しを願いたい。これで1回目の質問を終えますが答弁は簡単明瞭で結構です。再質問以降の質問は質問席より行います。

**蔵原代表理事** はい、議長。

**議長** 蔵原代表理事。

**蔵原代表理事** 亀崎議員の一般質問にお答えいたします。亀崎議員におかれましては平素から当組合の運営につきまして格別のご理解とご支援を賜っておりますことに改めて深く感謝を申し上げます。さて議員より普通財産の現状と今後の状況及び定員管理と職員の人材育成の2点についてご質問でございますけれども、まず1点目の普通財産の現状と今後の状況についてでございますが、当組合においては行政財産及び普通財産の管理において組合の公有財産管理規則に基づきまして適切かつ効果的な維持管理に務めてきたところでございます。

また2点目のご質問である定員管理と職員の人材育成についてでございますけれども、まず初めに組織の簡素、効率化等の推進を念頭に定員の適正化を計画的に進めなければならないと考えております。

次に人材育成につきましては我々地方自治体を取り巻く環境はめまぐるしく変化し、それに伴い地域住民のニーズも多様化及び複雑化している状況において、それに対応する職員の育成は急務となっております。組合としても今まで以上に人材育成を進め職員の資質を向上させ人材育成を積極的に進める必要があると考えております。なお議員ご質問の詳しい内容につきましては事務局及び消防より答弁いたさせますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

**隈部業務管理課長** はい、議長。

**議長** 限部業務管理課長。

**限部業務管理課長** 皆様おはようございます。業務管理課長の限部でございます。よろしくお願いたします。ただいまの亀崎議員の一般質問にお答えいたします。私の方からは普通財産の現状について答弁させていただきます。

まず旧第2衛生センターにつきましては議員もご承知の通り平成31年3月31日に施設の稼働を停止し閉鎖後は施設周りにフェンスを設置し不法投棄、不法侵入に対する安全対策を行っております。また施設の緑化管理においても施設の敷地ならびに搬入路の除草作業を行い経過の維持に努めております。

次に旧第1清掃センター及び旧第2清掃センターの現状についてですが旧第1、旧第2清掃センターの焼却施設は平成21年度に解体後その跡地に第1、第2リサイクル工房を設置し平成23年1月より供用開始しております。第1、第2リサイクル工房の利用目的といたしましてはクリーンパークファイブの構成する地域住民の皆様から提供されたリサイクル品の保管場所として活用するとともに年1回イベントを行い地域の皆様に大変喜んでいただいているところでございます。

また第2リサイクル工房においては敷地内に旧第2処分場が隣接しております。こちらは平成19年度に埋め立て完了後、処分場から排出される浸出水を廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づき管理し水質検査等を行い適切な管理を行っております。そして水質検査等の結果については年1回地元住民への報告会も行なっております。以上が現在の状況であります。以上でございます。

**亀崎議員** 議長。

**議長** 亀崎議員。

**亀崎議員** 答弁いただきました。それでは再質問に入りたいと思います。有明広域行政事務組合は平成6年4月に共同処理の効率化、合理化並びに新たな広域行政の発展を目指すため有明消防組合、玉名郡衛生施設組合、長洲町岱明町清掃施設組合、菊水町外二ヶ町清掃施設組合、玉名市外四ヶ町の斎場業務を複合化し新たな広域行政機構として合併以前の2市8町で設立されました。このように一部事務組合は単市、単町が本来あるべき事務を広域的に連携し共通する義務の負担軽減と財政負担の軽減を目的に様々な業態で共同で処理をまいりました。そのような中でも特に今回私は普通財産の現状と今後の状況についてお尋ねさせていただきました。

ただいま事務局より答弁がありましたが、そもそも組合の持つ普通財産は元々私が先に述べましたがごみ処理施設やし尿処理施設、最終処分場の跡地などでございます。どの施設も地元地域住民の方々のひとからならぬ多大なご理解とご協力により建設され運用されて来られました。運用開始から今日まで組合理事者や組合職員の方々をはじめ設置町、関係する市町の職員また議員の方々の献身的な取り組みにより今日が迎えられているものと思います。また組合にあつては建設に際しこれまで地元地域の方々が先祖代々守ってこられた大切な山や田畑などを手放していただきそこに様々な施設が今日建設をされておられます。関係する市町の住民

が安心して暮らすことのできる環境を整えるからでございます。そうした当時の方々の想いを施設を解体された後においても先ほど答弁でもございましたが、適正に除草作業やフェンスを設置し不法投棄の防止等に努めておられると、そういう管理をされておられるということでございます。

また第1、第2清掃センターではリサイクル工房を設置し家庭から出される机やタンスなど粗大ごみをフェスタというイベントを通して住民に無償で還元されておられるとのことでございます。また最終処分場に関しましては閉鎖から15年以上が経過しておりますが水質検査を実施しながら毎年地元の区長さん等に対して説明会をなされているところでございました。私はこれまで地域住民のご理解とご協力により成り立っていたその施設が役目を終えた後適正に管理されながらも情報公開に努めておることに先ほどの答弁を聞き安心することができました。

しかしながらなかなかそのように取り組まれておられることが住民に対して周知されていないように感じております。それと同時に今後はその施設の今後の状況、方向性についても責任をもって考えていくことが求められるものと考えております。そこで質問させていただきますがまず周知方法についてでございます。跡地などの普通財産を適正に管理される上で除草作業を実施され、またフェスタ等のイベントを実施されておられるということでもございましたが、住民の方々への周知方法、そういったものはどのようになされておられるのか、また今後どのように進めていかれるおつもりかおうかがいいたします。

**限部業務管理課長** はい。議長。

**議長** 限部業務管理課長。

**限部業務管理課長** ただいまの亀崎議員の一般質問にお答えいたします。周知の仕方についてですが組合の広報紙やホームページ、構成市町の広報紙で周知を図りながら合わせて構成市町のお祭りのイベント等でチラシの配布をしながら住民への周知を務めている次第でございます。以上でございます。

**城戸総務課長** はい。議長。

**議長** 城戸総務課長。

**城戸総務課長** はい。総務課長の城戸でございます。亀崎議員の一般質問にお答えいたします。先ほど普通財産の現状と周知の方法については限部課長より答弁がありましたので私の方からは今後の状況について答弁をさせていただきます。普通財産を含む組合公有財産の今後の状況につきましては国より公共施設等総合管理計画の策定要請に基づきまして組合としても公共施設の総合管理計画を定めているところでございます。その内容といたしましてはまず旧第2衛生センターに関しましては施設の老朽化による安全性等の低下や現在稼働をしております第1清掃センターとの機能の重複により第2衛生センターは廃止の方針として整理がなされているところでございます。旧第1清掃センター及び旧第2清掃センターにおきましては平成21年度に施設解体を実施しております。その跡地につきましては先ほど限部課長の答弁にもありましたがリサイクル工房をそれぞれ建設、設置し住民の方々に対しましてリサイクル推

進の啓発を行う施設として継続利用をしていくという方針で整理がなされております。ただ旧第2清掃センターに隣接する旧第2最終処分場の関係で先ほど隈部課長の答弁にもありましたが関係法令に基づく水質検査を行い、その結果を住民の皆様に報告、適切な管理を行っております。よって引き続き第2最終処分場におきましては水処理施設として継続利用していくことで整理がなされているところでございます。よって一般廃棄物処理施設の跡地の考え方につきましては関係市長及び設置町と今後十分な検討を行っていく必要があると考えております。これに関しましては様々な選択肢について今後調査、研究を行い理事会へ随時報告、必要に応じて協議を行ってまいりたいと考えておりますので亀崎議員におかれましては今後におきましてもご支援ご協力よろしくお願いいたします。以上でございます。

**亀崎議員** 議長。

**議長** 亀崎議員。

**亀崎議員** 答弁いただきました。まず周知方法については広報紙やホームページまた各市町の広報紙を活用しながらそして各構成市町のお祭りなどのイベントでPRを務めておられるという風なことでございました。私はもっとこの環境についてはSDG sもございまして世界全体が今は様々なアプローチで環境問題にあたっておられます。組合も業務多忙だと思いますが国ですとかまた県の補助金等を上手く有効的に活用しながら周知徹底に臨んでいただければと思います。

また今後の計画についてですけれども先ほど総務課長の答弁にもございましたが、公共施設等総合管理計画を定めながら平成21年には清掃センターの解体の方を行っておられるということで、またその後リサイクル工房を設置されておられるということでございました。これまでの答弁で責任を持って管理されておられることは十分伝わっておりますが、執行部としましてもまた私達議会といたしましても現状としてまだ使われていない普通財産、跡地利用がなされていない普通財産がございまして。そういったものを手付かずの状態に管理だけを組合にお任せするという風な所は構成市町の立場としてもいかなるものかというところでございます。

クリーンパークファイブが供用開始して15年以上が経過しました。また先ほどもございましたが第1衛生センターと第2衛生センターが統合して4年以上が経とうとしております。清掃センターの方については水処理施設の兼ね合いもございまして難しいところもあるかと思っておりますけれども、来年度の当初予算にも計上がされておりますけれども第2衛生センターについては基金を積み立てて解体をされて行かれるという風なところでございますけれども、現在物価高また資材の高騰、人件費の増額や令和元年からは改正アスベスト法により解体が義務付けられております。解体費用は当初の予定よりもおそらく現在の想定額はかなり高くなるのが予想されます。私は基金は基金として残しておいていただきながら今後の衛生センターの利活用また整備等も必要になってくると予想されますので、そのまま積み立てておいてもよろしいのかなという風に思いますが、解体については一旦他の方策が検討できないか提案させていただきます。

例えば最低限必要な付帯設備等の解体や撤去を実施して民間への売却をすることができな

いかというふうに考えます。もし売却ができた場合はその施設跡地に企業誘致がなされ設置町に対しては税収が見込めるところとなる他、雇用の創出にもつながります。また組合としましては当初1億、2億予算をかけて解体する経費が抑えられるという風なメリットもございます。私はこのようにこれまで一般廃棄物処理施設がその役割を終えたところに再度光を当てることによって地元住民に対しても良い事だと思いますし、構成市町や組合にとっても良い方策だと思われまます。是非普通財産の民間への売却等多方面の方策についてご検討いただきますよう提案いたしますが執行部の見解はいかがでしょう。

**城戸総務課長** はい。議長。

**議長** 城戸総務課長。

**城戸総務課長** 亀崎議員の一般質問にお答えいたします。先ほど亀崎議員からご提案いただきました財源確保の観点から民間事業者への売却とそれも一つの考え方と我々としても認識はしておりますが、その他様々な方法、例えば構成市町への譲渡なども選択肢に入れて今後様々な選択肢について調査研究を行い理事会にご相談して進めさせていただければと思っております。以上でございます。

**亀崎議員** 議長。

**議長** 亀崎議員。

**亀崎議員** 答弁いただきました。なかなか施設の特性や普通に売却するとしても難しいところがあるかと思っておりますけれども、よくよく理事者の皆様や執行部の方でご検討いただきながら最小の予算で最大の効果が設置する市町にいただけますよう提案をしまして次の質問に移らせていただきます。

質問事項2、定員管理と職員の人材育成について。要旨（1）組合における定員管理の現状と課題についてでございますけれども、先ほど執行部、代表理事の答弁にもございましたがまず初めに日本は世界でも類を見ない超少子高齢化社会を現在迎えております。多くの業界業種で人手不足が課題となっております。様々な企業が人手不足対策を検討実施されておられますが自治体においても人手不足問題に直面し試行錯誤されておられるところでございます。これは当組合においても例外ではないと思っております。今年度事務局職員採用試験にあつては当初の予定数に合格者は達しなかったとホームページでは公表されておられますが、その達しなかった原因は何なのか、また次年度以降はどのように募集の周知に努めて行かれるのか現在の取り組みを交えながらご答弁お願いいたします。

**城戸総務課長** はい。議長。

**議長** 城戸総務課長。

**城戸総務課長** 亀崎議員の一般質問にお答えいたします。採用の予定者に達しなかった原因それと次年度以降の取り組みについてのご質問でございます。採用人数に達しなかった理由ということでございますが、このことにつきましては全国的また熊本県内においても同様の現象が起きております。そのようなことから今後においては多数の方に受験していただくために熊本県内外の大学や公務員専門学校等に組合等の周知を図っていきたくと、そして今後も継続しな



から新たな募集に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。また今回事務局の採用については機械職、専門職の採用をしたことによりまして採用数に達しなかったというのも一つの要因ではなかろうかという風には考えているところでございます。以上でございます。

**亀崎議員** 議長。

**議長** 亀崎議員。

**亀崎議員** 答弁いただきました。ただいま答弁では周知について県内外の大学や公務員専門学校への働きかけを行っておられる、今後も努めていかれるということでございました。執行部としましては今後もしっかりと働きかけを行っていただきながら職員の募集の周知に努めていただければと思います。この公務員のなり手不足についてですが少し現状と動向について述べさせていただきます。

現在少子化の影響により地方自治体の教育機関は閉校をしなければいけない状況になってきております。しかし一方で学校の再編や教育内容は改善し高度化しなければなりません。さらに65歳以上の高齢者は毎年増加を続けておられます。高齢者を支える世代が年々減少しております。自治体の重要な役割でもある公共交通機関などインフラの老朽化が進み、多くの課題や業務が上澄みとなっております。上下水道や道路などのインフラはどこまで維持を続けるのか。人口減少をした地域の交通手段をどのように確保するのか。過去に前例のない状況をどう打破するのか。各自治体の対策が急務となっております。自治体職員には一般行政で働く人に加えて教員や消防士など様々な職種がございます。今から20年前の1994年をピークとして2017年全国で約54万人の公務員が減っております。人手不足の背景には様々な要因がございますが私は根本的な問題は人口減少と募集の方法にもあるのかなという風に感じております。

その一つが給与についてでございます。公務員をはじめ企業の多くは長く勤めることによって個人の信頼と責任が与えられるため、それが給与として反映されてまいります。しかしながら入庁して間もない20代の若者はそのような給与はいただいていないような状況でございます。そこで現在の組合での高卒、大卒の初任給はいかほどですか、お尋ねを申し上げます。

**城戸総務課長** はい。議長。

**議長** 城戸総務課長。

**城戸総務課長** 亀崎議員のご質問にお答えいたします。組合の高卒、大卒の初任給はいかほどかというご質問でございます。令和4年におきましては高卒で1級5号、金額で15万4,600円。大卒は1級の25号、18万5,200円と定められております。これは組合だけではなくここにおられる構成市町、国公準拠の原則に伴いまして統一的な金額だと思っております。以上でございます。

**亀崎議員** 議長。

**議長** 亀崎議員。

**亀崎議員** 答弁いただきました。ちなみに毎年4月に熊本県人事委員会が発表される今年度の令和4年熊本県職種別民間給与実態調査によりますと令和4年の熊本県の事務技術関係新卒

者の高卒初任給は100人以上500人未満で見ますと15万9,823円、また大卒初任給は18万9,102円となっており先ほど総務課長より答弁いただきましたが組合職員の初任給とは高卒で約5000円ほど、また大卒では4000円程民間の方が高いという風な傾向でありました。入社を希望する若者にとって給与というものは人材確保をする上で大きく影響するため民間企業と比べ給与があまりにも低いと人材流出につながり人手不足に拍車がかかる懸念がございます。私は現在進めておられますけれども年配者の給与は据え置いても採用の基準となる初任給の給与は民間水準と変わらない程度に水準をあげて人材確保を図るべきというふうに考えますが、いかがでしょうか。

**城戸総務課長** はい。議長。

**議長** 城戸総務課長。

**城戸総務課長** 亀崎議員の一般質問にお答えいたします。初任給の民間との水準に合わせて増額したらどうかというご質問だと承ります。また組合と合わせまして組合職員の給与にほんとうにご配慮いただきありがとうございます。ただこの事に関しましては先ほども答弁で述べさせていただきましたが、どうしても地方自治体の給与というのは国公準拠の原則に従いまして基本的には国に準拠する形で定めるものとされております。そのようなことから組合単独で民間給与に給料水準を合わせるというようなことにつきましては法律にも違反することになりますし、また組合を構成する構成市町の理解もなかなか得られにくいのではなかろうかという風に考えるところでございます。以上でございます。

**亀崎議員** 議長。

**議長** 亀崎議員。

**亀崎議員** 答弁いただきました。どうしても国に準拠しているため非常に一つの自治体、広域事務組合では難しいと言う風なことでございました。やはりこの辺は政府、国に対して我々政治家も一生懸命働きかけながら検討していくことが求められていくのかなという風に思います。

次の質問に移らせていただきます。要旨(2)組合職員(消防職員含む)の人材育成は課題がありますが、これまでの取組や課題、これからの取組と期待する効果についてうかがいます。先ほど代表理事の答弁にもございましたが、組合ではどのように現在取り組まれておられるのかうかがいます。

**村上消防長** はい、議長。

**議長** 村上消防長。

**村上消防長** ただいま亀崎議員の一般質問にお答えいたします。人材育成に関するご質問でございますがこれまでの現状の取り組みといたしましては、方法といたしまして大きく3つございまして1つ目は県の消防学校あるいは消防大学等に一定期間入校しての様々な教育研修、2つ目は短時間、半日から数時間あるいは数日程度の短期間の公的あるいは外部機関での研修資格の習得、3つ目が消防本部内部で行う警防救急予防研修等でございます。この3つの方法を通して全体的また個々の階級に応じた災害現場における安全管理、知識技術の向上はもとより、

より高度な専門的知識技術の習得、それから服務規律、メンタルヘルス及び各種ハラスメントに関する研修を行い、消防人としての人材育成に取り組んでいる状況でございます。今後の課題につきましては災害対応における消防という特殊な職場環境に適用できるメンタル面の対策が重要であると考えております。取り組みといたしましてはメンタルヘルスケアや大規模な災害等におけるその後の惨事ストレス対策、ハラスメント研修における取り組みを強化する必要があると考えております。期待する効果といたしましてはメンタル面の向上によるコミュニケーション能力の向上から更なる風通しの良い職場環境により、災害現場活動における最も重要な信頼関係、命を預けることができる強固なチームワークの構築に寄与するものと考えております。以上でございます。

**中嶋事務局長** はい、議長。

**議長** 中嶋事務局長。

**中嶋事務局長** おはようございます。事務局長の中嶋でございます。亀崎議員の一般質問にお答えをいたします。ご質問の定員管理と職員の人材育成についてでございます。

まず1つ目の定員管理の現状と課題でございますけれども事務局の定員管理に伴う定数条例でございますが、現在60名ということで定められております。現状における令和4年度の実質の職員数といたしましては正職員が37名、再任用職員が5名でございます。そのような中事務局における55歳以上の職員といたしましては私を含め11名の職員が勤務をいたしているところでございます。このことを踏まえ従前より中長期的な職員採用計画を作成し毎年度理事会にお諮りをいたし計画的に職員採用をお願いしているところであります。

ちなみに令和4年におきましては事務局職員の途中退職者が3名あったことにより本年度の採用者数といたしましては2名から3名程度の職員採用を計画したところでございましたが結果1名の採用内定が決定しているところでございます。現状といたしましては現在の職員体制の中で全庁一丸となって対応を図っていきたいと考えております。

また事務局及び消防の職員採用試験につきましては熊本県町村会が実施しております共同試験での対応を実施してきたところでございますが、今後におきましては専門的な人材等の確保を図ることが必要不可欠でございますので理事会にお諮りをし独自の試験も視野に入れながら検討していきたいと考えているところでございます。また今後職員に対し期待すべきことでございますが私自身本組合の事務局長といたしまして5年間務めさせていただきました。この間大変難しい業務とか地域の皆さんに喜んでいただいた業務そして組合職員の皆さんと一緒に業務を遂行したことなど本当にたくさんの仕事をさせていただいたと心から感謝をしているところでございます。

そこで職員に対しどのような職員研修を実施してきたのかということでございますが若手職員あるいは中堅職員に対しまして年に数回程度事務局長面談を実施させていただき、職員1人当たり約1時間程度の時間を要しまして現状における悩みとか職員の思いあるいは考え方などを聞き仕事の環境を良くすることができるのか、またどうしたら業務を円滑に遂行することができるのかなどにつきまして同じ目線になって話をさせていただいたところでござい

す。それと合わせて管理職の職員に対しましてはこれまで数回程度管理職のあり方、あるいは各所属における部下への職員育成等につきまして研修などをさせていただいたところがございます。そのような面談、研修を実施したとことで少しでも職員のスキルアップになればと思い自分なりの職員研修等を取り組んできたところがございます。また今後職員に対し期待すべきことにつきましては職員一人ひとりが自分が担当している業務につきまして責任感をもってやるということ、そして報告・連絡・相談のいわゆる報連相の徹底をお願いしたいと考えております。

そして最後に基本中の基本であります挨拶、この挨拶を自分から進んで出来るような職員になっていただくよう期待したいというふうに思っております。以上でございます。

**亀崎議員** 議長。

**議長** 亀崎議員。

**亀崎議員** 答弁いただきました。それでは質問させていただきますけれども組合では現在熊本市町村研修協議会また市町村アカデミー等で研修を回りながらまた事務局内では局長面談などを実施されておると、また消防部局につきましては熊本県消防学校また消防大学校で研修をされながら職員の人材育成に務めておられるということでございます。消防にあつては直接住民の命に直結するお仕事でございます。常に緊張感を保ちながら冷静に対処することが24時間365日求められて大変なお仕事であると思っております。そのような業務を60歳まで続けてこられた消防長に対してお尋ねをさせていただきます。私は口では何とでも住民の生命、身体、財産を守るという風に言えるかもしれませんが、実際に現場で直接救急や火災、事故などで出動される隊員の方々はそうはいかない、本当にそのことを一分一秒実践しないといけない、消防長は今年度で退職されますがその緊張感を保ちながら長年にわたって冷静に対処することが求め続けられる消防士としての原動力、支えとなったものは何だったのかお聞かせをいただきます。

**村上消防長** はい、議長。

**議長** 村上消防長。

**村上消防長** 亀崎議員のご質問にお答えいたします。消防士としての原動力、支えとなったものについてでございますけれども私の一言で申し上げますと先ほど亀崎議員のご質問の中にもありましたように消防の使命感でございます。私事で申し訳ございませんが先程ご紹介いただきましたが消防歴は40年でございます。その約35年程度はほぼ現場活動に災害活動に従事していた次第でございます。そして平成6年に救急救命士の資格を取りましてからは約25年ほどは救急業務を主に業務を遂行してまいりました。救急救命士として命の現場に携わらせていただくことができました。数多く出動しましたが特にその中でも生命の危機に瀕する現場においてはその後の結果によりまして非常に心が折れたり悲壮感にかられたり心の葛藤は行く度もございましたが、その都度使命感というものを持って自分を鼓舞して今まで業務を遂行することができた次第でございます。支えとなったものは決まり文句であります但使命感をどれだけ強く意識して業務に臨むことができるかということに尽きると思っております。以上でございます。

ます。

**亀崎議員** 議長。

**議長** 亀崎議員。

**亀崎議員** 答弁いただきました。私は消防長とは消防本部総務課長になられてからのお付き合いでございました。消防長は常に誰よりも礼儀正しく役職が上に上がられても若い方々に対しても礼節を重んじられる方であったように感じます。恐らく私が感じたそのことは消防組織のトップとして若い消防隊員の手本として役職に奢ることなく常に消防士としての夢、責任感、使命感をもとに入隊した気持ちを持ち続け後輩に対しても常に自分自身が手本となるよう思いを持たれていたからだと感じております。本当に今日までお世話になりました。ありがとうございます。

そしてこの議場にもう1人消防部局で退職される方がございます。小柳玉名消防署長でございます。小柳署長とは司令官におられる時から広報紙の作成をともにさせていただいたり、また玉東分署時代には温暖化対策、省エネ対策と一緒に取り組んでいただきました。私が入庁したての平成18年頃は組合設立から12年が経過しておりましたが、まだ以前の清掃衛生消防と言った旧態依然の組合体質が確執として残っていたように感じておりました。

しかし小柳署長は事務局部局とともにコミュニケーションをとりながら円滑な組合運営に寄与していただきました。今思えば小柳署長が確執のある中で率先して取り組んでいただいた結果今日の組合が消防部局と事務局部局が円滑に行っていけるようになった一場であると確信をしております。本当に今までお世話になりました。消防士という業務は公務員の中でも特殊であり警察や自衛隊と同じように常に危険と隣り合わせの仕事であり他人の命を左右する大事なお仕事でございます。その中でも消防は一番住民の身近な存在であります。今回消防部局で退職される2名の方、これまで長きにわたって荒尾玉名地域15万4,000人、6万9,000世帯の生命、身体、財産を身を挺して守っていただきました。そのお知恵と知識を今後残される後輩一同に精一杯残された時間は少ないかもしれませんが伝えていただければ組合発展につながると思います。是非ともお願いしまして次に事務局へお尋ねいたします。先ほど答弁で様々な研修、人材育成に務めておられると中嶋局長申し上げられましたが局長が求める職員像、どのようなものがございますでしょうか。

**中嶋事務局長** はい、議長。

**議長** 中嶋事務局長。

**中嶋事務局長** 亀崎議員のご質問にお答えをいたします。望んでいる職員像と言いますのは先ほど答弁申し上げました通り繰り返しの答弁になりますけれども職員一人ひとりが自分が担当している業務、この業務につきまして責任感を持って仕事をやっていただくという風なことが一番大切なことじゃなかろうかという風に思います。それといろんな問題解決をするためにも報連相、報告・連絡・相談を徹底できればというふうに考えております。それと沢山の職員あるいはたくさんの住民の方がいらっしゃいますのでやはりコミュニケーション能力それを明るく実践していただくような形になれば非常にありがたいかなという風に思っております。

以上でございます。

**亀崎議員** 議長。

**議長** 亀崎議員。

**亀崎議員** 答弁いただきました。組合発展にも明るくコミュニケーション取れる人材が必要であるというところがございます。時間もなくなってまいりました。最後に本日4名の退職される方がございます。事務局には中嶋局長、栗原介護保険課長がおられます。本当に私は中嶋局長それから栗原課長と共に仕事をさせていただきながら組合の業務に精一杯努めさせていただきました。私の中では婚活事業が特に印象に残っております。それまで民間でやっておりましたが平成25年から直営に切り替えて事業を実施してまいりました。なかなかカップルにならない中が多い中でカップルにならない方々もこの荒尾玉名地域で婚活することによってこの有明広域の婚活楽しかったな、面白かった、また参加してみたいなと思ってもらえるようにイベントを企画してやっていこうと、そういう風な流れで今日まで務めております。皆様のこれまで長年にわたって培ってこられたその経験そして歴史については決して平坦な公務員人生ではなかったと思います。しかし今後残される240人ほどの組合職員には皆様の思いと皆様が伝えてこられた言葉を短い時間ではございますが精一杯伝えていただきながら人材育成に寄与していただければと思います。退職されます皆様の今後のご活躍を祈念申し上げ時間もでございますので16番議員亀崎の一般質問をさせていただきます。ご清聴を下さりまして誠にありがとうございます。

**議長** 以上で、亀崎議員の質問は終わりました。

これをもちまして、一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

---

休憩 午前11時30分

再開 午前11時39分

---

**議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、議案第1号『熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について』を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

**中嶋事務局長** はい、議長。

**議長** 中嶋事務局長。

**中嶋事務局長** 提案理由のご説明を申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和5年6月30日限りで、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更

する。

令和5年2月27日提出、有明広域行政事務組合代表理事 藏原隆浩。

熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約。

熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を次のように変更する。

別表第2第3条第10号に関する事務の項中「玉名市、山鹿市」を「山鹿市」に改める。

附則といたしまして、この規約は、令和5年7月1日から施行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、改正後の熊本県市町村総合事務組合同規約別表第2の規定は、この規約の施行の日以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による、というものでございます。

提案理由でございますが、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である、というものでございます。以上でございます。

**議長** 提案理由の説明は終わりました。

これより提出案件について、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これより採決に入ります。

日程第5、議案第1号『熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について』は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第2号『有明広域行政事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について』を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

**中嶋事務局長** はい、議長。

**議長** 中嶋事務局長。

**中嶋事務局長** 提案理由のご説明を申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

議案第2号、有明広域行政事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

有明広域行政事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年2月27日提出、有明広域行政事務組合代表理事 藏原隆浩。

提案理由でございますが、職員の定年を延長するため、条例の整備を図るものでございます。議案書の3ページをお願いいたします。

内容といたしましては、職員の定年を段階的に65歳まで引き上げると共に、管理職の上限年齢及び定年前再任用短時間勤務職員の任用等について新たに定めた上、関係条文の改正を行うものであります。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。

**議長** 提案理由の説明は終わりました。

これより、提出案件について質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これより採決に入ります。

日程第6、議案第2号『有明広域行政事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について』は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

日程第7、議案第3号『地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について』を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

**中嶋事務局長** はい、議長。

**議長** 中嶋事務局長。

**中嶋事務局長** 提案理由のご説明を申し上げます。議案書の19ページをお願いいたします。

議案第3号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年2月27日提出、有明広域行政事務組合代表理事 藏原隆浩。

提案理由でございますが、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の整備を図るものでございます。

議案書の20ページをお願いいたします。

主な改正の内容でございますが、地方公務員法の一部改正に伴い、組合における関係条例について、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める等の整備を図るものでございます。



附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。なお、本条例につきましても、議案第2号の改正と同じく、組合管内においては、2市4町とも12月定例会までに上程済とのことでございます。以上でございます。

**議長** 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について質疑を許します。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これより採決に入ります。

日程第7、議案第3号『地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について』はは原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

日程第8、議案第4号『令和4年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第5号）』を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

**中嶋事務局長** はい、議長。

**議長** 中嶋事務局長。

**中嶋事務局長** 提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の29ページをお願いいたします。

議案第4号、令和4年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

令和4年度有明広域行政事務組合の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,164万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億1,099万3千円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年2月27日提出、有明広域行政事務組合代表理事 藏原隆浩。

補正の内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う剰余金の減額補正。並

びに、人事異動等に伴う、人件費の減額補正。その他、クリーンパークファイブ基幹的設備改良事業並びに消防庁舎建設事業等の事業費確定に伴う減額補正が主な補正でございます。

また、旧消防本部土地売却に伴う予算の新規計上をいたしております。

議案書の30ページをお願いいたします。

まず、歳入からご説明いたします。「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

2款 使用料及び手数料 1項 使用料でございます。

補正前の額2,006万4千円に6千円を追加し、予算現計を2,007万円といたすものでございます。これは、消防施設使用料の増額見込みによるものでございます。

次に、3款 国庫支出金でございます。

補正前の額6,029万3千円から257万9千円を減額し、予算現計を5,771万4千円といたすものでございます。これは、クリーンパークファイブ基幹的設備改良事業に係る事業費確定に伴う補正でございます。

次に、5款 財産収入 1項 財産運用収入でございます。

補正前の額2万8千円に3千円を追加し、予算現計を3万1千円といたすものでございます。内訳でございますが、クリーンパークファイブ基金及び、消防施設整備基金、財政調整基金に係る利子収入でございます。

次に、2項 財産売却収入でございます。

補正前の額1千円に9,500万円を追加し、予算現計を9,500万1千円といたすものでございます。これは、旧消防本部土地売却に伴う予算の新規計上によるものでございます。

次に、7款 繰入金でございます。

補正前の額1億4,717万9千円から46万6千円を減額し、予算現計を1億4,671万3千円といたすものでございます。

内訳でございますが、消防庁舎建設事業費の確定に伴う減額補正でございます。また、クリーンパークファイブ基幹的設備改良事業に係る交付金の対象内率確定に伴い増額補正を計上いたしております。

次に、9款 諸収入 2項 雑入でございます。

補正前の額4,740万7千円から141万6千円を減額し、予算現計を4,599万1千円といたすものでございます。これは、広域サイン事業に係る事業費の確定に伴う減額補正でございます。

次に、10款 組合債でございます。

補正前の額3億4,420万円から2,890万円を減額し、予算現計を3億1,530万円といたすものでございます。

内訳でございますが、クリーンパークファイブ基幹的設備改良事業に係る事業費の確定に伴う減額、並びに、消防車両更新、消防庁舎建設事業費の確定に伴う減額によるものでございます。

歳入については以上でございます。

議案書の31ページをお願いいたします。

歳出予算につきましてご説明申し上げます。

初めに、1款 議会費でございます。

補正前の額 559 万円から 176 万円を減額し、予算現計を 383 万円といたすものでございます。

内訳でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い議員研修等を中止したことによる旅費、使用料及び賃借料の減額補正でございます。

次に2款 総務費 1項 総務管理費でございます。

補正前の額 8,328 万 5 千円から 52 万 3 千円を減額し、予算現計を 8,276 万 2 千円といたすものでございます。

補正の内訳でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い研修等を中止したことによる、旅費及び負担金の減額補正でございます。

また、社会情勢の変動に伴う原油価格高騰により、需用費の光熱水費において増額補正をいたしております。

次に、2項 企画費でございます。

補正前の額 5,756 万 7 千円から 141 万 6 千円を減額し、予算現計を 5,615 万 1 千円といたすものでございます。

補正の内訳でございますが、広域サイン事業の事業費確定に伴い需用費の修繕料、委託料において減額をいたしております。

次に、3項 監査委員費でございます。

補正前の額 23 万 6 千円から 9 万円を減額し、予算現計を 14 万 6 千円といたすものでございます。

補正の内訳でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い監査委員研修を中止したことによる旅費の減額でございます。

次に、3款 民生費 1項 社会福祉費でございます。

補正前の額 7,622 万 1 千円から 172 万 5 千円を減額し、予算現計を 7,449 万 6 千円といたすものでございます。

補正の内訳でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う審査会開催の中止により、報酬及び旅費を減額いたしております。

次に、4款 衛生費 1項 衛生総務費でございます。

補正前の額 5,504 万 9 千円から 150 万円を減額し、予算現計を 5,354 万 9 千円といたすものでございます。

補正の内訳でございますが、職員の人事異動等に伴い、給料、共済費を減額いたしております。

次に、3項 清掃費でございます。

補正前の額 18 億 4,851 万 7 千円から 793 万 5 千円を減額し、予算現計を 18 億 4,058 万 2 千円といたすものでございます。

補正の内訳でございますが、クリーンパークファイブ基幹的設備改良事業に係る事業費、その他各経費に掛かる、額確定による減額補正でございます。その他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、クリーンパークファイブ、東部環境センターにおいて計画しておりましたリサイクルフェスタを中止したことによる減額、並びに、人事異動等に伴い人件費を減額いたすものでございます。

次に、5款 消防費 1項 消防費でございます。

補正前の額 20 億 7,026 万円に 6,525 万 1 千円を追加し、予算現計を 21 億 3,551 万 1 千円といたすものでございます。

補正の内訳でございますが、旧消防本部土地売却に係る予算額等並びに消防施設整備基金に係る利子を積立金へ充当いたしております。

また、消防庁舎建設事業並びに消防車両更新に係る事業費の額確定に伴い減額補正をいたしております。

その他、人件費の減額補正や新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、各経費における増、減の補正、社会情勢の変動に伴い燃料費、光熱水費等の増額補正をいたすものでございます。

次に、6款 公債費でございます。

補正前の額 4 億 7,371 万 4 千円に 42 万 6 千円を追加し、予算現計を 4 億 7,414 万円といたすものでございます。これは、消防償還金利子確定により増額いたすものでございます。

次に、7款 予備費でございます。

補正前の額 2,162 万 2 千円に 1,092 万円を追加し、予算現計を 3,254 万 2 千円といたすものでございます。

補正の内訳でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う剰余金の減額、及び人事異動等に伴う人件費の減額、並びに各施設における、各事業費確定に伴う減額分等を予備費へ充当いたすものでございます。

議案書の 32 ページをお願いいたします。

第 2 表 債務負担行為補正でございます。

事項といたしましては、クリーンパークファイブ基幹的設備改良工事業の事業費確定に伴い、補正前の限度額 38 億 5,247 万 6 千円を補正後の限度額 38 億 902 万 5 千円、並びにクリーンパークファイブ基幹的設備改良事業に伴う施工監理業務委託の事業費確定に伴い、補正前の限度額 3,235 万 3 千円を補正後の限度額 2,612 万 5 千円にいたすものでございます。

議案書の 33 ページをお願いいたします。

第 3 表 地方債補正でございます。

起債の目的といたしまして、「クリーンパークファイブ施設整備事業」補正前の限度額 1 億 3,090 万円を、補正後の限度額 1 億 3,000 万円に、「消防施設整備事業」補正前の限度額 1 億 5,480 万円を、補正後の限度額 1 億 2,680 万円にいたすものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご承認のほどよろしく申し上げます。

**議長** 提案理由の説明は終わりました。

これより、提出議案について質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これより採決に入ります。

日程第8、議案第4号『令和4年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算(第5号)』は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

日程第9、議案第5号『令和5年度有明広域行政事務組合一般会計予算』を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

**中嶋事務局長** はい、議長。

**議長** 中嶋事務局長。

**中嶋事務局長** 提案理由のご説明を申し上げます。議案書の34ページをお願いいたします。

議案第5号、令和5年度有明広域行政事務組合一般会計予算についてでございます。

令和5年度有明広域行政事務組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52億1,342万円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合におけ

る同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年2月27日提出、有明広域行政事務組合代表理事 藏原隆浩。

なお、令和5年度の組合一般会計予算の詳細な内容につきましては、先の2月21日に開催されました組合議会全員協議会におきましてご説明を申し上げておりますので、詳細な説明については省略させていただきますが、当初予算におきましては、代表理事の施政方針にもございましたとおり、歳入歳出にわたりまして細部にまで検討を行い、歳出抑制と重点化に努め、目的に沿った費用対効果が得られるよう編成をしたところでございます。

議案書の37ページをお願いいたします。

「第2表 債務負担行為」でございます。

事項といたしまして、大牟田中継局（無線局）賃借料、期間は令和6年度から令和9年度、限度額1,056万円でございます。

内容といたしましては、消防救急無線に係る大牟田中継局の賃借料として、債務負担行為に新規計上いたすものでございます。

最後に「第3表 地方債」でございます。

起債の目的といたしまして、東部清掃施設整備事業で、限度額4,970万円、クリーンパークファイブ施設整備事業で、限度額2億440万円、消防施設整備事業で、限度額3億7,570万円でございます。

起債の方法は、証書借入又は証券発行、利率は4.0%以内、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上、議案第5号、令和5年度組合一般会計予算についてご提案を申し上げます。

以上でございます。

**議長** 提案理由の説明は終わりました。

以上をもちまして、本日の組合議会定例会は終了いたしましたので、散会といたします。

なお、次の議会については、3月29日、午後4時からの開会となりますので、

よろしくをお願いいたします。

お疲れさまでございました。

散会（午後12時5分）

3月29日（水曜日）

令和5年第1回有明広域行政事務組合議会（定例会）会議録（2日目）

1. 開催日 令和5年3月29日（水）
2. 招集の場所 有明広域行政事務組合 議場
3. 開 会 令和5年3月29日 午後16時00分
4. 本日の会議に付した事件  
    日程第1 議案第5号 令和5年度有明広域行政事務組合一般会計予算  
    日程第2 審査事項の付託について  
    追加日程第1 議案第6号 有明広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について  
    追加日程第2 議案第7号 令和4年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第6号）
5. 閉 会 令和5年3月29日 午後16時24分



6. 説明のために出席した者

職	氏 名
代 表 理 事	玉 名 市 長 藏 原 隆 浩
副 代 表 理 事	玉 東 町 長 前 田 移 津 行
理 事	荒 尾 市 長 浅 田 敏 彦
理 事	南 関 町 長 佐 藤 安 彦
理 事	長 洲 町 長 中 逸 博 光
理 事	和 水 町 長 石 原 佳 幸
監 査 委 員	近 藤 克 也
会 計 管 理 者	二 階 堂 正 一 郎

	職	氏 名
事 務 局	事 務 局 長	中 嶋 一 也
	事 務 局 次 長	松 野 成 剛
	総 務 課 長	城 戸 正 令
	介 護 保 険 課 長	栗 原 寿 一
	業 務 管 理 課 長	隈 部 啓 司
	業 務 管 理 課 CP5 施 設 長	中 村 淳 児
	業 務 管 理 課 第 1 衛 生 セ ン タ ー 施 設 長	浦 田 武 男
	総 務 課 財 政 係 主 任	長 田 修 平
消 防	消 防 長	村 上 博 恭
	次 長 兼 総 務 課 長	村 上 和 浩
	総 務 課 長 補 佐 兼 建 設 室 長	西 村 澄 生
	消 防 課 長	池 田 隆 昭
	指 令 課 長	高 木 伸 二
	予 防 課 長	坂 井 昭 宏
	荒 尾 消 防 署 長	村 上 重 徳
	玉 名 消 防 署 長	小 柳 錦 也

7. 出席議員（17名）

番 号	氏 名
1 番	古 城 義 郎
2 番	野 田 ゆ み
3 番	菰 田 正 也
4 番	谷 口 繫 治
5 番	浜 田 繁次郎
6 番	立 川 信 之
7 番	一 瀬 重 隆
8 番	北 本 将 幸
9 番	田 畑 久 吉
10番	松 田 幸 二
11番	大城戸 廣 澄
12番	西 田 恵 介
13番	杉 村 博 明
14番	松 井 一 也
15番	濱 崎 久
16番	亀 崎 清 貴
17番	坂 本 敏 彦

8. 職員出席者

職	氏 名
書記	長 田 享
記録	松 下 未 希

開会（午後16時00分）

**議長** 皆さん、こんにちは。ただいまから、令和5年第1回有明広域行政事務組合議会定例会を開催し、日程に従い、ただちに会議を開きます。

日程第1、議案第5号『令和5年度有明広域行政事務組合一般会計予算』についてでございます。議案第5号については上程説明まで終了しております。

これより提出案件について質疑を許します。

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。これより採決に入ります。

議案第5号『令和5年度有明広域行政事務組合一般会計予算』は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

**議長** 日程第2『審査事項の付託について』を議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りいたします。

議会運営委員会からの申出のとおり決することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は議会運営委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

議事の都合により休憩いたします。議会運営委員会委員長は、議会運営委員会を招集してください。

---

休憩 午後16時2分

再開 午後16時14分

---

**議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加についてお諮りいたします。

お手元に配布いたしました追加日程第1、議案第6号『有明広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について』及び追加日程第2、議案第7号『令和4年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第6号）』を日程に追加し、議題とすることにご異議あり

ませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号『有明広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について』及び議案第7号『令和4年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算(第6号)』を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、議案第6号『有明広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について』を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

**中嶋事務局長** はい、議長。

**議長** 中嶋事務局長。

**中嶋事務局長** 事務局長の中嶋でございます。

提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第6号、有明広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてでございます。

有明広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年3月29日提出。有明広域行政事務組合、代表理事藏原隆浩。

提案理由でございますが、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い条例を制定するものでございます。

議案書の2ページをお願いいたします。

内容といたしましては、国・地方を通じた個人情報の取扱いに一定のルール、運用の統一を図るため、条例の整備を行うものであります。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。なお、組合管内においては、2市4町とも上程済とのことでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。

ご承認のほどよろしくお願いいたします。

**議長** 提案理由の説明は終わりました。

これより、提出案件について質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これより採決に入ります。

議案第6号、『有明広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について』は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

追加日程第2、議案第7号『令和4年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算(第6号)』を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

**中嶋事務局長** はい、議長。

**議長** 中嶋事務局長。

**中嶋事務局長** 提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の10ページをお願いいたします。

議案第7号、令和4年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算(第6号)についてでございます。

令和4年度有明広域行政事務組合の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億4,209万3千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和5年3月29日提出。有明広域行政事務組合、代表理事藏原隆浩。

議案書の11ページをお願いいたします。

まず、歳入からご説明いたします。「第1表 歳入歳出予算補正」

5款 財産収入 2項 財産売払収入でございます。

補正前の額9,500万1千円に3,110万円を追加し、予算現計を1億2,610万1千円といたすものでございます。

これは、旧消防本部土地売却に係る額の確定に伴う増額補正でございます。

議案書の12ページをお願いいたします。

続きまして、歳出予算についてご説明申し上げます。

5款 消防費 1項 消防費でございます。

補正前の額21億3,551万1千円に3,110万円を追加し、予算現計を21億6,661万1千円といたすものでございます。

補正の内訳でございますが、旧消防本部土地売却に係る額の確定に伴う増額分を、消防施設整備基金への積立金として計上いたしております。

議案書の13ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございます。

4款 衛生費 3項 清掃費。

事業名クリーンパークファイブ基幹的設備改良工事。金額といたしまして2億47万5千円でございます。

クリーンパークファイブ基幹的設備改良工事につきましては、令和5年2月27日、令和5年第1回組合議会定例会1日目にて、事業費の確定に伴う補正予算を議決いただき、今回、追加日程にて繰越明許に係る補正予算を計上させていただいております。

繰越事由といたしましては、世界情勢の影響により、令和4年度に計画しておりました事業の進捗が見込まれないため、令和5年度へ繰越明許費として繰越を行うものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。

ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

**議長** 提案理由の説明は終わりました。

これより、提出案件について質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これより採決に入ります。

議案第7号『令和4年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算(第6号)』は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第1回有明広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会(午後16時24分)

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

有明広域行政事務組合議会議長

菰田 正也

有明広域行政事務組合議会署名議員

谷口 繁治

有明広域行政事務組合議会署名議員

大城戸 廣澄